

平成 28 年度島根県障がい者施策審議会

【第 4 期島根県障がい福祉計画の進捗状況と今後の取組について】

●委員

身体障害者手帳所持者数は、5 年間で 1,470 人減少している一方、65 歳以上の所持者数は 401 人増加しており、高齢化が進んでいると資料にあるが、障がい者の高齢化対応についてどのようなことを行っているのか。

○事務局

障がい者の高齢化の対応については、障がい施設から介護保険を使った施設の移行や、障がいのサービスを使いながら介護保険サービスも同時に使えるという対応があります。この度、障害福祉サービスと介護保険両方を使った場合、負担の増になるという指摘をされましたが、より負担が少なくなることを目指して、障害者総合支援法の改正をされていて、国の制度としても障がい者の高齢化への対応の取り組みがされています。

障害者総合支援法の改正の中の、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用については、後ほど報告事項で説明をいたしますが、このほかにも、例えば介護保険のケアマネージャーに対して障がいに関する研修を実施することなどが考えられます。

●委員

必ずしも正確な数ではないとしても、例えば療育手帳 A と身体障がい 1 級を併せ持っている人の数を出すことで、重症心身障がい者の人数を出すことはできないか。

○事務局

2 年前に重症心身障がい児の調査を行っていますが、今日は手元に資料がありませんので、後日お知らせします。

●委員

入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関して、24 年度に比べて 27 年度の達成率が下がっている。26 年度に精神保健法が改正されて退院後生活環境相談員も病院に配置され、また 27 年度には相談支援体制も整うなど、24 年度と 27 年度では地域で支える体制も大きく変わったにもかかわらず、なぜ 27 年度の達成率の方が低いのか。

○事務局

ご指摘の点については、まだ分析が十分でなく、手掛かりがつかめるかどうかも含めて、今後検討していきます。

●委員

思い当たるのは、26年度まで、島根県の精神障がい者に関する地域定着の連携の取り方は、全国的に評価をされていたが、ここ数年、医療と福祉の連携が継続されていないような印象を受ける。今後の取り組みに「顔の見える関係」とあるが、全県的に是非継続して実施して欲しい。

地域定着に関しては、定着支援していく対象の方は家族の調整がつかない人たち、24時間365日緊急の対応をする方たちであり、定着支援事業所にかかる負担が大きく、定着支援をしたがらない事業所が増えてきている。民間の力を十分に使うことを県として考えていかないと、精神障がいに限らず地域移行・地域定着が進んでいかないとと思う。

○事務局

医療と福祉の連携が図れるよう努めてきましたが、不十分な点もご指摘をいただいているので、そのような点も踏まえ、改めて検討していきます。

また、定着支援の問題意見についても、実績等再度分析をした上で考えていきたいと考えます。

【島根県障がい者差別解消支援地域協議会について】

質疑なし

【障がい者入所施設での殺傷事件を受けた対応】

●委員

この事件が発生して、精神障がいに対する偏見が一段と加速するのではないかという不安を覚えた。容疑者が精神科病院に措置入院していたということで、精神障がい者と凶暴、残虐な事件が短絡的に結びつくと、精神障がいに対する偏見が生じる。偏見を助長することのないように、県としても配慮や取り組みをしていただきたい。

併せて、精神障がい者の隔離政策に結び付くようなことがないように、お願いしたい。

○事務局

今回の事件によって、精神障がいへの偏見が強まるようなことはあってはならないことは、おっしゃるとおりです。精神障がいに対する偏見が助長されないよう、正しい知識をきちんと普及啓発していくことが大事です。あいサポート運動は障がい全般ですが、精神障がいの正しい理解を進めていくための研修等も行っているため、これらを通じて正しい理解を深めていきます。措置入院のあり方についても、国の検討会で議論されておりますが、精神医療の範疇と犯罪防止の観点との役割を調整していくことが非常に難しい問題です。そのような中で、今回の事件を契機に議論が深まり、踏み込んで整理をされることを

期待しています。

●委員

昼間は施設で対応される職員の人数が多いと思うが、夜は人が減り職員一人の負担が多くなると感じる。経費の問題などがあるが、もう少し夜にも職員を増やすということができないか。

○事務局

報酬上の基準で、最低限に必要な人数があります。加えて重度の方に対応するために夜勤体制を取った場合には、報酬が上がることになっていて、重度の方がおられるほど職員数は多くなっていきます。とはいえ夜に職員が少ないことは間違いないことであり、夜間の対策として、水害等の情報が事前にあれば、状況に応じて、その日の職員を増やすなどの対応も考えられます。そのようなことも併せて、対策等を各事業所に今後取ってもらうよう促していきたいと考えます。

●委員

差別や偏見をもたないように、あいサポート運動を特に今、進めていけたら良いと思っています。DVDの内容は分かりやすくとても良いのだが、鳥取県の施設等がでてくるので、是非島根県版があったらとよいと思うので、考えていただきたい。

○事務局

このDVDはあいサポート運動を始めるとき、鳥取県がいろいろとご苦労の上作られたと聞いています。非常によくできた内容であり、鳥取県の名称がでてきて若干違和感を感じられる面もあると思いますが、障がい等を学ぶ上で大きく支障が出るというわけではないことで、当面はこの内容でご了承いただければと思います。

●委員

精神障がいの地域移行はいろいろな面で一番新しく、一番難しいと思います。大阪か京都かは、NPOが地域支援を行うのに、精神科の医師、精神保健福祉士・相談員などがかわり24時間体制が整っているとのこと。島根では医師がいなかったらなかなか難しいということであり、病院の医師とうまく調整をしていく必要があると考える。

【障がい者総合支援法および児童福祉法の一部改正について】

【発達障がい者支援法の一部改正について】

●委員

補装具に関しては、有用だけれども非常に高額であったり、数年で使わなくなるものも

あたりから、貸与という制度が創設されることは非常に有用であると期待している。児童に対する補装具の給付は、市町村が管轄するが、市町村単位で貸与品を確保して貸与制度をつくっていくことは、小規模の市町村では難しいのではないかと。県が調整するなどにより、貸与の仕組みを活用していただきたい。

○事務局

対象種目など今後検討される予定となっており、その状況を確認しながら対応を考えていきます。

●委員

補装具などを障がい者が購入することに関して、市町村によって補助額が違うようだが、不公平な感じがする。県で統一することは難しいのか。

○事務局

障害福祉サービスの多くの枠組みは、市町村が実施主体となっています。補装具のような物、それから障害福祉サービスの利用に関わる経費は、法律で決めているので市町村間で大きな差はありません。違いが出ているのは、市町村が裁量をもって実施している地域生活支援事業における日常生活用具を給付する事業です。どのような用具を対象にするか、金額をどのあたりまで認めるかは、市町村の裁量によります。制度の仕組みが、地域の事情に応じて市町村の裁量によるとされているので、それを県が一律に決めるということはありません。県としては、市町村の状況をほかの市町村にも伝えて、考えてもらえるように努めているところです。

●委員

重度訪問介護の訪問先の拡大については、対象が重度訪問介護の事業所を利用しているものとなっているようだが、実際私たちは重度訪問介護事業を利用しておらず、地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業を利用している。今まで使っていた地域生活支援事業の中でのコミュニケーション支援事業の中で同様の支援が受けられるのか、中国5県の私たち団体の会議の中でも、これはどうなのかと話題になっている。

○事務局

地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業でも可能かどうかということは、また、詳細の状況がわからない状況ですので、今後分かり次第内容をお伝えします。

●委員

発達障がいに関しては、法改正で切れ目のない支援をするということがうたい文句。学校教育は12年間、それから就労、そして地域支援・老後となる。切れ目のない支援というのは、一番大事な教育をしっかりと進めながら、そこに福祉が連携していくということ。

【障がい者就労施設等からの物品等の調達について】

質疑なし

【第6次分権一括法における社会福祉法の改正に伴う精神障がい者福祉に係る事項の取り扱いについて】

質疑なし